

〈届出の必要な患者〉

当該病院等における初回の診断が行われた患者

初回の診断とは

- ・ 当該病院等において、入院・外来を問わず自施設で初診し「がん」として行った初めての診断や治療等の診療行為のこと。
- ・ 診療行為は、必ずしも病理学的な確定診断を要さず、画像診断、血液診断、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。
- ・ 転移又は再発の段階で、自施設に初診し診療行為を行った場合も届出が必要です。
- ・ 診療行為には、ターミナルケアや経過観察だけの場合も含まれます。

☛詳しくは、「全国がん登録届出マニュアル」6ページをご参照ください。

また、当室作成の「全国がん登録に関する Q&A」に詳しい例を掲載しておりますので、ご活用ください。